

① 環境省におけるRE100の取組

[ホーム](#) > [政策分野・行政活動](#) > [政策分野一覧](#) > [地球環境・国際環境協力](#) > [地球温暖化対策](#) > 環境省RE100の取組

環境省RE100の取組

環境省RE100の取組について

RE100とは、企業が自らの事業の使用電力を100%再エネで賄うことを目指す国際的なイニシアティブがあり、世界や日本の企業が参加しています。

※RE100への参加企業については[RE100ホームページ](#)をご参照ください。

環境省は、2018年6月にRE100に公的機関としては世界で初めてアンバサダーとして参画し、RE100の取組の普及のほか、自らの官舎や施設での再エネ電気導入に向けた率先的な取組やその輪を広げていくこととしています。

取組状況について

●新宿御苑での試行的実施（2019年度）

環境省RE100に向けた最初の具体的な取組を新宿御苑で実施することとし、RE100事務局が推奨する中間目標を前倒し、再エネ率30%の電気を調達します。

※RE100事務局が推奨する中間目標は、2020年：30%、2030年：60%、2040年：90%（最終的には2050年：100%）

※2019年2月15日に当該電気を供給する事業候補者が決定しました（詳しくは[こちら](#)）。

●RE100実現に向けたロードマップの策定（2019年度）

新宿御苑での取組や民間企業の取組等を踏まえ、環境省RE100の実現に向けたロードマップを策定します。

また、2020年度以降、ロードマップに基づき可能な限り早期に環境省RE100の実現を目指し、環境省内での横展開を実施していきます。なお、取組の中で得られた知見や再エネ電気の普及状況を踏まえ、必要に応じてロードマップの見直しを行っていきます。

② 調達電気における再生可能エネルギーとしての価値の評価

区分	発電種類等	裾切り方式における評価 評価範囲:事業者全体	RE100における評価 評価範囲:メニューごと
FIT制度 活用	FIT制度対象の発電	×	×
非FIT (卒FIT含む)	大規模水力発電 (3万kW以上) ※揚水発電を含む	×	△
	中小水力発電 (3万kW未満)	○	○
	太陽光発電	○	○
	風力発電	○	○
	地熱発電	○	○
	バイオマス発電	○	△
証書利用	FIT由来非化石証書	○ ※調整後排出係数算定に 使用したもの	○ ※トラッキング前提
	グリーン電力証書、 Jクレジット	○ ※調整後排出係数算定に 使用したもの	○

③ 再エネ電力由来の証書及びクレジット制度

名称	グリーン電力証書	J-クレジット (再エネ由来)	非化石証書 (再エネ指定)
発行者	グリーン電力証書発行事業者	国(経済産業省・環境省・農林水産省が共同で運営)	低炭素投資促進機構 (国が指定した費用負担調整機関)
対象になる自然エネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオエネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオエネルギー	太陽光、風力、水力、地熱、バイオエネルギー (証書では種別は不明)
対象になる発電設備	日本品質保証機構から認定を受けた発電設備	J-クレジット制度認証委員会が承認した発電プロジェクト (1つのプロジェクトで複数の発電設備が可能)	国から固定価格買取制度の認定を受けて運転中の発電設備
購入対象者	企業、自治体など	企業、自治体など	小売電気事業者に限定
購入方法	グリーン電力証書発行事業者から購入	①J-クレジット制度事務局が実施する入札で購入 ②J-クレジット保有者か仲介事業者から購入	非化石価値取引市場で入札して購入
発行量	3億7800万 kWh (2017年度)	約12億 kWh (2017年度)	531億 kWh (2017年4～12月発電分)
価格	発行事業者による、大量に購入する場合で3～4円/kWh程度(2017年度)	入札状況によって変動、2018年4月に実施した入札では平均で約0.86円/kWh (CO2排出量から換算)	入札状況によって変動、最低価格は1.3円/kWh 最高価格は4円/kWh (2018年度入札分)
償却期限	なし(購入後いつでも償却可能)	なし(購入後いつでも償却可能)	発電した年(1～12月)と同じ年度に限る

資料：自然エネルギーの電力を増やす企業・自治体向け電力調達ガイドブック 第2版（（公財）自然エネルギー財団）

④ 再エネ電力（証書を含む）を活用した料金メニュー等

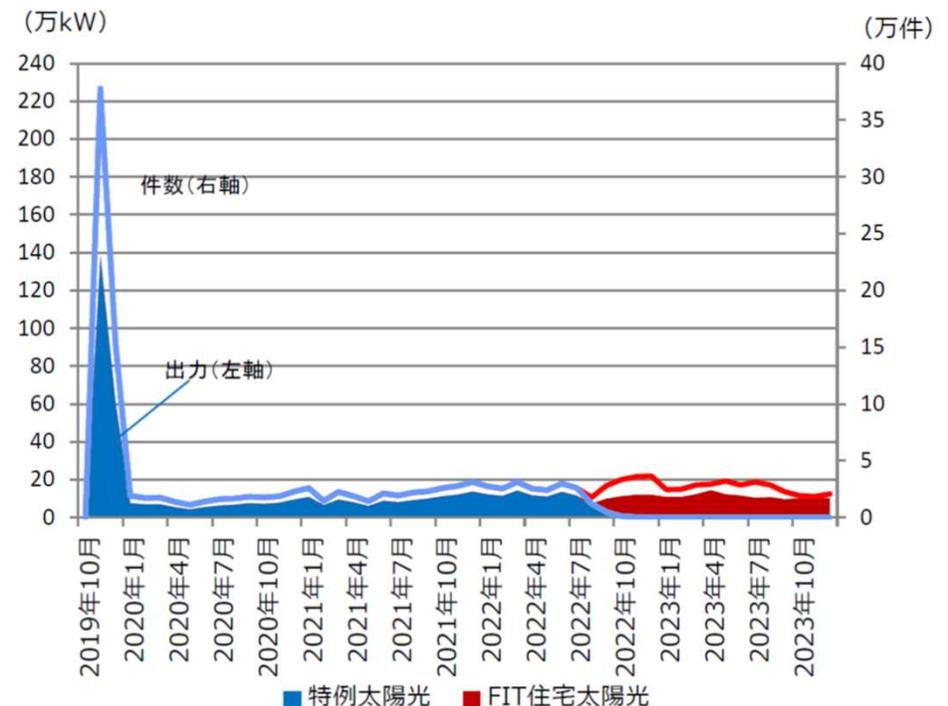
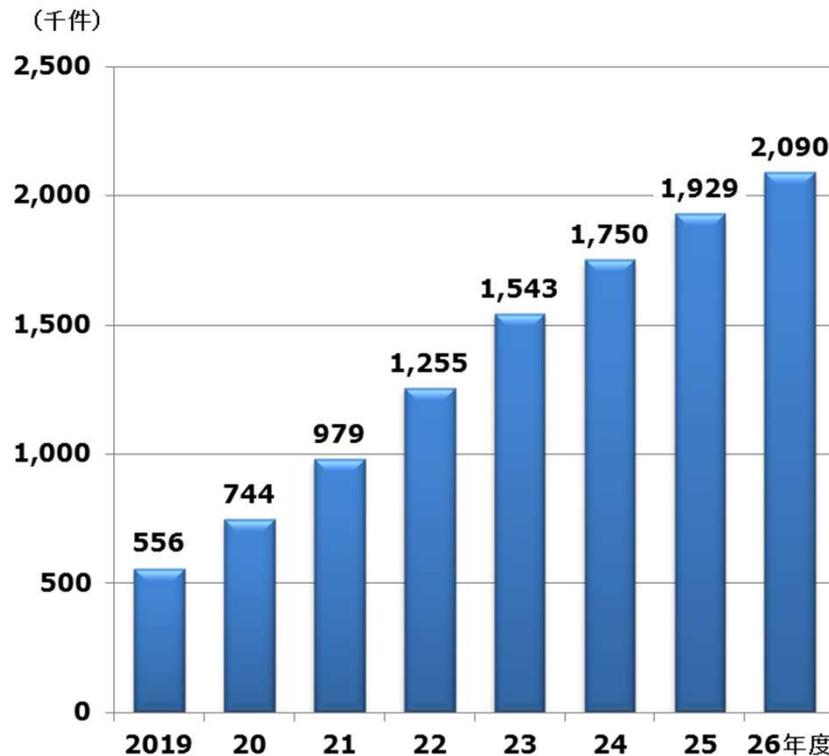
購入する電力/証書	発電方法	CO2 排出量 (温対法による)	環境負荷	追加性
FIT 電気 (発電所から個別契約で 調達した場合)	発電所を選択 できる	全国平均	低い	あり
FIT 電気以外の 自然エネルギーの電力	発電所を選択 できる	ゼロ (認証が必要)	発電所による	あり
非化石証書(再エネ指定)と 電力を組み合わせたメニュー	選択できない (発電所を特定 した非化石証書 もある*)	ゼロ/ほぼゼロ (組み合わせる 電力による)	組み合わせる 電力による	なし
FIT 電気(発電所から調達)と 非化石証書(再エネ指定)を 組み合わせたメニュー	発電所を選択 できる	ゼロ	低い	あり
水力発電 100%メニュー	水力 (発電所は選択 できない)	ゼロ	必ずしも低くない (大型水力を含む 場合)	なし
グリーン電力証書	発電所を選択 できる	購入量に応じて 全国平均分を 削減できる	低い	あり
J-クレジット (再エネ由来)	発電所を選択 できる	購入量に応じて 全国平均分を 削減できる	低い	あり

* 2019年2月に実施する非化石証書の入札から可能(事前申請が必要)

⑤ 家庭用太陽光発電の卒FIT件数等

- 2019年度に家庭用太陽光発電の卒FITが556千件発生
（推定余剰電力量は約6億kWh/年）
- その後は、年間200千件程度（約2億kWh/年）増加見込み

2019年度に発生する556千戸の住宅で発電した電力の1/4が買取対象の場合は約6億kWh
 $556千戸 \times 4kW \times 8760h/年 \times 12\% \times 1/4 \div 6億kWh$ （設備容量を4kW、年間平均設備利用率を12%で試算）



※費用負担調整機関への交付金申請情報、設備認定公表データをもとに作成。一部推定値を含む

家庭用太陽光発電卒FIT件数の累計

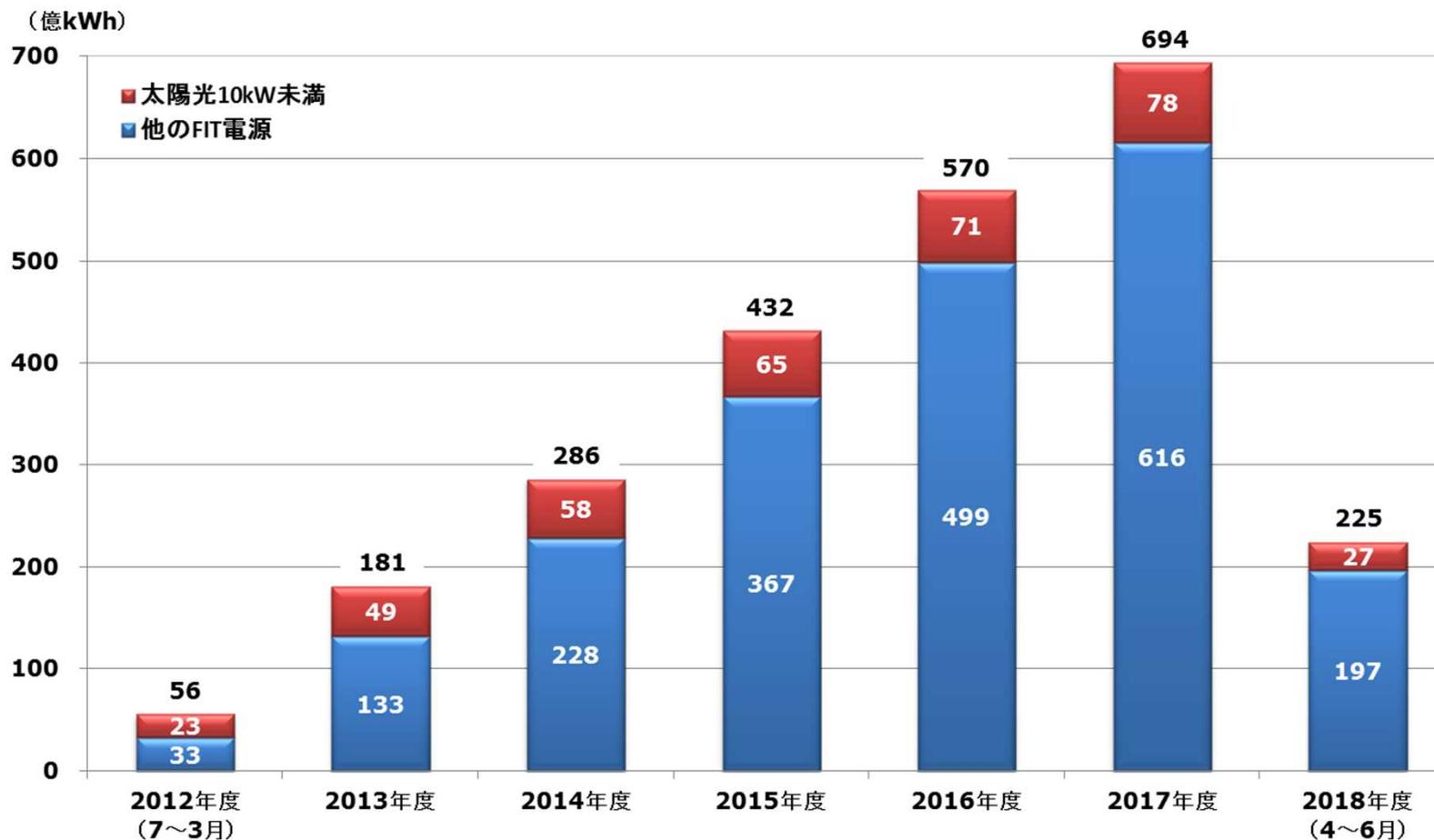
特例太陽光とFIT対象の太陽光の買取期間終了時期と出力／件数

資料：経済産業省資源エネルギー庁、（一社）太陽光発電協会【左図】

住宅用太陽光発電に係る2019年以降のFIT買取期間終了を契機とした対応について（資源エネルギー庁）【右図】

⑥ 固定価格買取電力量の推移

- 2017年度に約694億kWhの電力が固定価格買い取り。このうち、2018年5月の非化石証書取引市場で約532億kWhの証書が売りだされたが、実際の約定量は約515万kWh（約0.01%）



⑦ 裾切り方式と総合評価落札方式の長所／短所

比較項目		裾切り方式	総合評価落札方式
排出係数		<ul style="list-style-type: none"> ○ 排出係数が一定水準を超える事業者は入札に参加できない ■ (一定水準を超えて) より排出係数の低い事業者にとってメリットがない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ より排出係数の低い事業者が有利となり、排出係数を低減するインセンティブとなり得る評価が可能 ■ 入札価格の引き下げにより、排出係数の高い事業者が落札可能となる
再エネ導入状況等		<ul style="list-style-type: none"> ■ (上限を超えて) より再エネを導入している事業者にとってメリットがない 	<ul style="list-style-type: none"> ○ より再エネを導入している事業者が有利となり、再エネの導入促進のインセンティブとなり得る評価が可能
コスト		<ul style="list-style-type: none"> ※ 現行どおり(裾切りの実施→価格競争) 	<ul style="list-style-type: none"> □ 予定価格範囲内であるがコストアップの可能性有(予決令第80条)
評価基準		<ul style="list-style-type: none"> ※ 現行どおり(毎年度原則として供給区域別の裾切り基準の作成が必要) 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 温対計画を踏まえた全国一律の評価基準の設定も可能(評価基準可視化)
事務 手続	調達者	<ul style="list-style-type: none"> ※ 現行どおり(例えば適合証明による入札参加資格の確認) 	<ul style="list-style-type: none"> □ やや増加する可能性有 ■ 全府省庁で実施するため財務省と包括協議が必要(予決令第91条第2項)
	入札参加者	<ul style="list-style-type: none"> ※ 現行どおり(裾切り評価項目・内容の適合証明等への記載) 	<ul style="list-style-type: none"> ※ 現行どおり(総合評価の評価項目・内容の適合証明等への記載)
地方公共団体への普及促進		<ul style="list-style-type: none"> ※ 現行どおり(裾切り方式の普及) 	<ul style="list-style-type: none"> ■ 地方自治法に基づき学識経験者からの意見聴取が必要(施行令第167条の10の2第4項)

注1：総合評価落札方式において入札参加制限を設けない場合を想定

注2：排出係数や再エネ導入状況等は目標値(目指す値)まで線形で加点される方式を想定

○：長所 ■：短所 ※：現行と変化なし □：短所の可能性有(現行よりマイナスになる可能性有)